

令和5年 第2回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和5年5月12日

議案第2号 説明資料

| | |
|--------|---|
| 入札執行日時 | 令和5年4月27日 午前9時00分 |
| 指名業者名 | コマツ道東株式会社 帯広支店 北海道運搬機株式会社 帯広支店 日本キャタピラー合同会社 帯広営業所 |
| 入札経過 | 第1回落札 |
| 予定価格 | 13,497,000円(税込) |
| 落札率 | 88.51% |
| 最高入札金額 | 13,640,000円(税込) |
| 概要 | 5t級車輪式(マルチプラウ) 1両 納入期限:令和6年3月31日 |

(議案第3号)

| 士幌町町税条例の一部を改正する条例の要旨 | |
|----------------------|---|
| 目 的 | <p>地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>本町においても、上記法律の改正に対応するため、条例の改正を行う。</p> |
| 概 要 | <p>1 主な改正内容 令和5年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり</p> <p>2 施行期日 令和5年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり</p> |

令和5年度税制改正（地方税関係）の要旨

| 税目・改正項目 | 改正内容 | 条例 | 地方税法等 | 適用期日等 |
|-----------------------------------|--|----------------|-------------------------|----------|
| 個人町民税 1. 町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書 | ○給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化 | 第36条の3の2 | 第317の3の2 | 令和7年1月1日 |
| 2. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 | ○森林環境税の導入に伴う改正 | 第34条の9 | 令第48条の9の3 | 令和6年1月1日 |
| 3. 町民税の徴収方法等 | ○森林環境税の導入に伴う改正 森林環境税の賦課徴収方法について規定する改正等。 | 第38条 | 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条 | |
| 4. 町民税の納税通知書 | ○森林環境税の導入に伴う改正 納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等。 | 第41条 | | |
| 5. 給与所得及び公的年金に係る町民税の特別徴収 | ○森林環境税の導入に伴う改正 特別徴収の方法により徴収する給与所得及び公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定する改正等。 | 第44条 第47条の2 | | |
| 6. 給与所得及び年金所得に係る特別徴収額の普通徴収税額への繰入れ | ○森林環境税の導入に伴う改正 | 第47条 第47条の6 | 第321の7 第321の7の10 | |
| 7. 肉用牛の売却による事業所得に係る特例 | ○事業所得の課税の特例の特例の適用期限を令和9年度まで延長する。 | 附則第8条 | 附則第6条 | 令和5年4月1日 |

議案第3号 説明資料

| 税目・改正項目 | 改正内容 | 条例 | 地方税法等 | 適用期日等 |
|--|--|------------------------------|--|----------------------|
| 8. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例 | ○長期譲渡所得の課税の特例期限を令和8年度まで延長する。 | 附則第17条の2 | 附則第34条の2 | 令和5年4月1日 |
| 軽自動車税 | ○不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更 ○ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付自転車を除外とする。 | 附則第15条の2 附則第16条の2 第82条 | 附則第29条の9 附則第30条の2 第463条の15 規則15条の15 | 令和6年1月1日 令和5年7月1日 |
| 3. 種別割の税率の特例 | ○軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長する。 | 附則第16条 | 附則第30条 | 令和5年4月1日 |
| 4. 環境性能割の非課税 | ○臨時的軽減措置に係る規定を削除 | 附則第15条の2 | 附則第29条の8 の2 | |
| 5. 環境性能割の税率の特例 | ○臨時的軽減措置に係る規定を削除 | 附則第15条の6 | 附則第29条の18 | |
| 固定資産税 | ○大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定を追加 | 附則第10条の3 | 附則第15条の9 の3 附則第15条の10 附則第15条の11 | 令和5年4月1日 |

【その他】

引用条項及び文言の整理

○法律の改正による、引用条項のズレを修正、文言の整理を行う。

土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額は、当該控除するとき、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の道民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前</p> | <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____ 当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し</p> <p>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>5 <u>給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> （個人の町民税の徴収の方法等） 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により <u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> | <p>日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>3 <u>前2項 場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> （個人の町民税の徴収の方法） 第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって <u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>2 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(個人の町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の町民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合には特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合には特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者については、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> | <p>(個人の町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の町民税額及び道民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合には特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合には特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>3 前項本文の規定により <u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により <u>徴収</u> することが適当でない<u>と認められる</u> 特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた<u>旨の申出があった</u> 場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により <u>徴収すべき</u> 給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際</u> 所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった</u> 日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された</u> 金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の申出をした</u> ときは、当該合算額を特別徴収の方法により <u>徴収</u> するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により <u>徴収</u> することとが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> | <p>3 前項本文の規定により <u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により <u>徴収</u> することが適当でない<u>と認められる</u> 特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた<u>旨の申出があった</u> 場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により <u>徴収すべき</u> 給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際</u> 所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった</u> 日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された</u> 金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の申出をした</u> ときは、当該合算額を特別徴収の方法により <u>徴収</u> するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により <u>徴収</u> することとが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>6 特別徴収の方法により<u>個人</u>の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に<u>給与</u>の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間に発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなったときにおいて、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することと出来る額）を特別徴収の方法により<u>徴収</u>する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により<u>納入</u>しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなること等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により<u>徴収</u>されないこととなつた金額に相当する税額は特別徴収の方法により<u>徴収</u>されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には<u>直ちに</u>、普通徴収の方法により<u>徴収</u>するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知</u>により <u>変更</u>された給与所得に係る特別徴収</p> | <p>6 特別徴収の方法によって<u>個人</u>の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に<u>給与</u>の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって<u>徴収</u>されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間に発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなったときにおいて、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することと出来る額）を特別徴収の方法によって<u>徴収</u>する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>による</u>納入書によって<u>納入</u>しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなること等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって<u>徴収</u>されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によって<u>徴収</u>されないこととなつた金額に相当する税額は特別徴収の方法によって<u>徴収</u>されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある<u>場合</u>においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない<u>場合</u>において<u>直ちに</u>、普通徴収の方法によって<u>徴収</u>するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知</u>によって<u>変更</u>された給与所得に係る特別徴収</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により <u>徴収することとした場合には当該年度において当該高齢等年金給付の支払を受けないこととなる</u>と認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により <u>徴収する</u>。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により <u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には</u> <u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には</u> <u>直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により <u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）</u>において</p> | <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該高齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には<u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には</u>直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならぬ。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2</p> | <p>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p><u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</u></p> <p>_____。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならぬ。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>2号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、</p> | <p>2号の4様式による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>__側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において当該申告書には第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。</p> | <p>び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</p> <p>総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において当該申告書には第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならぬ。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算額、不申告加算金額、若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> | <p>第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならぬ。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算額、不申告加算金額、若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> | <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> | <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> |
| <p>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> | <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> |
| <p>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> | <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> |
| <p>13 法附則第15条第32項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> | <p>13 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> |
| <p>14 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> | <p>14 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> |
| <p>15 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> | <p>15 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> |
| <p>16 法附則第15条の9の3第1項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> | <p>16 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> |
| <p>第10条の3 略 2～9 略</p> | <p>第10条の3 略 2～9 略</p> |
| <p>10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> | |
| <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> | |
| <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> | |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> | <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則第12条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>11 略</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p>第15条の2 <u>法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第15条の2 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限</p> | <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</p> |
| <p>表略</p> | <p>表略</p> |

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|--------|----------|--------|--------|--|---------|--------|--|---------|--------|--------|----------|--------|--|---------|---------|--------|----------|--------|--------|--|---------|--------|----------|--------|--------|--|--------|--------|
| <p>り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表略</p> | <p>表略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>第2号ア（イ）</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> | 第2号ア（イ） | 3,900円 | 2,000円 | 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 3,500円 | | 10,800円 | 5,400円 | 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 1,900円 | | 5,000円 | 2,500円 | <table border="1"> <tr> <td>第2号ア（イ）</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> | 第2号ア（イ） | 3,900円 | 2,000円 | 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 3,500円 | | 10,800円 | 5,400円 | 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 1,900円 | | 5,000円 | 2,500円 |
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 1,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000円 | 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 1,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000円 | 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>第2号ア（イ）</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> </table> | 第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,000円 | 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 5,200円 | | 10,800円 | 8,100円 | <table border="1"> <tr> <td>第2号ア（イ）</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア（ウ）a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> </table> | 第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,000円 | 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 5,200円 | | 10,800円 | 8,100円 | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 5,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 8,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号ア（ウ）a | 6,900円 | 5,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 8,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正案 | 現 行 | | | | | | |
|--|--|----------|--------|--------|--|--------|--------|
| <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については</p> <p>、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車</p> | <table border="1" data-bbox="242 138 338 1108"> <tr> <td data-bbox="242 779 290 1108">第2号ア（ウ）b</td> <td data-bbox="242 474 290 779">3,800円</td> <td data-bbox="242 138 290 474">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="290 474 338 779">5,000円</td> <td data-bbox="290 138 338 474">3,800円</td> </tr> </table> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</p> <p>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 2,900円 | | 5,000円 | 3,800円 |
| 第2号ア（ウ）b | 3,800円 | 2,900円 | | | | | |
| | 5,000円 | 3,800円 | | | | | |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>面番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に對する第82条の規定の適用については、</u><u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> | <p><u>の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に對する第82条の規定の適用については、</u><u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句</u>とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に對するするための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）</p> | <p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に對するするための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> | <p>において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> |

(議案第4号)

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

目的

令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準がそれぞれ変更されたことに伴い、令和5年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行された。

これを受けて、本町においても士幌町国民健康保険税条例の一部の改正を行う。

併せて、規定の整備・適正化のための改正、新型コロナウイルス感染症に係る減免の期間を延長する改正を行う。

概要

1 主な改正内容

(1) 後期高齢者支援金分の課税限度額を次のように引上げる。

| 区分 | 改正前 | 改正後 | 引上げ額 |
|-----------|------|------|------|
| 後期高齢者支援金分 | 20万円 | 22万円 | 2万円 |

(2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のように引上げる。

| | 改正前 | 改正後 |
|------|--|--|
| 5割軽減 | 43万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) | 43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) |
| 2割軽減 | 43万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) | 43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) |

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る減免を、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に普通徴収に係る納期限が定められている国民健康保険税に適用する。

2 施行期日

公布の日から施行する。(課税限度額、軽減判定所得の基準及び新型コロナウイルス感染症に係る減免の規定は、令和5年4月1日適用)

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とある</p> | <p>た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とある</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>のは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書の提出にあたり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しななければならぬ。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> | <p>のは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書の提出にあたり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることを事実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しななければならぬ。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> | <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> |
| <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和2年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項</p> | <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和2年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> | <p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p> | <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の___規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314</p> | <p>帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、第24条の3第1項に該当する者であつて、町長が必要と認める者が、国民健康保険税(令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付)の支払の日が存するもの及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であつて令和5年4月1日以降に普通徴収に係る納期限の支払の日が存するもの)に限る。)の減免を受けようとする場合における第24条の3第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、町長が指定する日とする。</p> | <p>条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、第24条の3第1項に該当する者であつて、町長が必要と認める者が、国民健康保険税(令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付)の支払の日が存するもの)に限る。)の減免を受けようとする場合における第24条の3第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、町長が指定する日とする。</p> |

(議案第5号)

| 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の要旨 | |
|-------------------------------|---|
| 目 的 | <p>介護保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が一定以上減少した場合には、申請により保険料を減免する規定を設けている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法の5類感染症に変更となったため、新型コロナウイルス感染症に対する減免を令和4年度賦課分で終了とするため。</p> |
| 概 要 | <p>1 主な改正内容</p> <p>現状の規定が令和5年3月31日までに納期限がある保険料が減免の対象となっているため、本改正内容を追加し、令和4年度以前分保険料のうち、令和5年4月1日以降に納期限が到来する保険料についても減免の対象とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> |

土幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度の<u>年度の減免保険料</u>であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）</p> <hr/> <p>の減免</p> <p>については、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

- 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 事務費 50千円
- 3款 民生費 2項 児童福祉費 5目 子育て支援推進費 事業費 4,000千円

『子育て世帯生活支援特別給付金（国事業、町単独事業）』

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に給付金を交付し、経済的な負担軽減を図ります。

◇支給対象者：次のいずれかに該当し、支給対象児童の生計を主に維持・養育している方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ————— (北海道支給分) —————
- ②令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象となった方 (町支給分) —————
- ③令和5年1月以降に物価高騰の影響により住民税均等割非課税相当の所得となる方 (町支給分) —————

④新たに令和5年度住民税均等割非課税となった方で

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者

【町単独事業】

◇支給対象児童：

①上記支給対象者の①及び②に該当する場合は平成16年4月2日（特別児童扶養手当の

対象児童は平成14年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童

②上記支給対象者の③及び④に該当する場合は平成17年4月2日（特別児童扶養手当の

対象児童は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童

③令和6年3月1日から令和6年3月31日までに生まれた児童

【町単独事業】

◇支給額：対象児童1人当たり 5万円

◇予算計上額：事業費 4,000千円（児童80人を想定） 事務費 50千円（郵送料、振込手数料）